

◎新潟県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

令和6年6月7日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定内容に異動があった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
長岡市和島体育館	長岡市小島谷3422番地	大体育館 (旧大体育館 旧小体育館)	891.00 (旧 891.00 旧 464.00)	令和6年5月8日